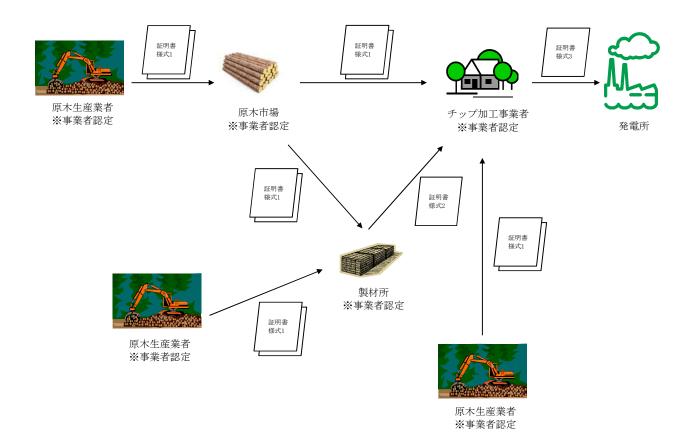
発電利用に供する木質バイオマスの証明事務取扱要領

〇木質バイオマスの由来証明を行うためには、木質バイオマスの生産等に関係する全ての事業者(原木生産業者、原木市場、製材所、チップ加工事業者)が、島根県木材協会の発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定を受けることが必要

- 〇事業者認定を受けた事業体だけが、証明書を付けて木質バイオマスを販売できる
- 〇原木生産業者・原木市場は、証明書に伐採の根拠となる添付書類(下表)を付けて販売先へ提出



《木質バイオマスの由来区分と証明書添付書類》

伐採の種類	森林 経営 計画	添付書類	由来 区分 ※ 1
間伐材	あり	森林経営計画認定書+森林経営計画様式6-1	間伐
※ 2	なし	伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書	間伐
森林経営計画に 基づく主伐	あり	森林経営計画認定書+様式6-1	間伐
保安林の伐採 ※2		保安林立木伐採許可決定通知書	間伐
		保安林内間伐届出書+受理書	間伐
		保安林内択伐届出書+受理書	間伐
		保安林解除通知書	一般
		保安林内立木伐採届出書+保安林内作業許可通知書	
		作業道開設の場合	間伐
		作業道開設以外の場合	一般
		保安林内立木伐採届出書+伐採に係る契約書(被害木、病害	
		虫木の伐採の場合)	間伐
		事業の契約書(除伐、本数調整伐の場合)	間伐
		売買契約書(治山事業で支障木を伐採する場合)	一般
国有林の伐採		森林管理署との売買契約書	/1/
		間伐、主伐、森林作業道開設に関する伐採の場合	間伐
		間伐、主伐、森林作業道開設以外の伐採の場合	一般
上記以外の伐採 ※2		伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書	一般
		伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書	一般
		林地開発許可書	一般
	あり	森林経営計画認定書+森林経営計画様式6-1(除伐、被害木、	
		病害虫木の伐採の場合)	間伐
	なし	独自の証明書(除伐、被害木、病害虫木の伐採の場合)	一般

※1 由来区分の間伐は間伐材等由来の木質バイオマス、一般は一般木質バイオマスを示す

^{※2} 右記の添付書類のうち、いずれかの書類を証明書に添付